解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

茨城県水戸市笠原町九七八番二六

財団法人茨城県市町村自治協会

代表清算人　小谷　隆亮

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員の定数全員の議決を経て、総代の同意を得、浄土宗の代表役員の承認及び東京都知事の認証を受けて、平成二十四年三月三十日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

東京都台東区今戸二丁目三番一一号

宗教法人心光院

清算人　藤井　三夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により平成二十四年二月十七日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

東京都目黒区上目黒一丁目一六番八号クリスタルビル四階

医療法人社団幸擁会

清算人　新妻　雅治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月二十八日糸魚川市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

新潟県糸魚川市大字須沢六六一番地

上刈長面地区土地区画整理組合

代表清算人　池原　義一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

京都市伏見区深草泓ノ壺町三五―一特別養護老人ホームみやびのその内

特定非営利活動法人京都府精神保健職親会

代表清算人　坂岡　隆司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

大阪市東淀川区東中島二丁目一九番七号

財団法人南方会

代表清算人　塚本津世志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

神戸市東灘区向洋町中三丁目二番八号

財団法人神戸ドイツ学院

代表清算人　ニッツ・ヴォルフガング・ホルスト

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時理事会の決議により寄附行為を変更し、平成二十四年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

奈良県橿原市大久保町三二〇番地一一

財団法人健やか奈良支援財団

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

岡山県勝田郡奈義町小坂六三一番地一

清算法人小坂馬桑土地改良区

清算人代表　森淵　正明

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年三月三十一日香川県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

香川県高松市檀紙町八幡一四五二番地二

財団法人香川県手をつなぐ育成会

代表清算人　伊藤　光

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

福岡市中央区天神二丁目一二番一号社団法人学士会福岡支部内

財団法人九州大学後援会

代表清算人　石井　幸孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

佐賀県佐賀市下田町四番一三号

佐賀県電設資材卸業協同組合

清算人　内山　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

北海道上川郡清水町南四条二丁目二番地

財団法人清水町農業振興公社

代表清算人　間木野篤雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月二十七日新座市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号　新座市まちづくり計画課内

新座市新堀二丁目土地区画整理組合

代表清算人　村野　英男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル六階

財団法人国際郵便基盤研究開発センター

清算人　早田　利雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日に臨時総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

東京都中央区晴海四丁目七番四号

特定非営利活動法人植林ヤトロファ協会

清算人　鮫島龍三郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十六日

神奈川県茅ヶ崎市十間坂三丁目六番五号

財団法人茅ヶ崎市都市施設公社

清算人　稲岡　輝雄